

## 予納郵便切手一覧表（債権執行）

函館地方裁判所民事部債権執行係

（令和7年3月1日現在）

手	続	¥500	¥350	¥110	¥50	¥20	¥10	合計	備 考	
①	債権差押命令申立て （陳述書催告申立てあり）	4	1	10	2	2	5	¥3,640	執行費用として計上できる額は <b>3,190円</b> まで （内訳） 債権者への正本送付費用 110円 債務者への正本送達費用 1,220円 第三債務者への正本送達費用 1,290円 陳述書返送費用 460円 送達通知費用 110円 ※債権者あての陳述書直送用封筒も添付してください。	
②	債務者が1名増えるごとの加算 ※債権及びその他の財産権を目的とする担保権実行・行使の場合で、債務者と所有者（共有者）が同一人でない場合は所有者（共有者）を1名として計算	2		2				¥1,220	執行費用として1,220円まで加算可	
③	第三債務者1名増えるごとの加算 （陳述書催告申立てあり）	2	1	4	1	1		¥1,860	執行費用として1,750円まで加算可 ※第三債務者の増加分に応じた債権者あての陳述書直送用封筒も添付してください。	
④	申立ての取下げ	（債務者数＋第三債務者数）×110円切手 ※第三債務者は送達場所ごとに1名とする。 ※公示送達した債務者は含まない。								
⑤	債務名義正本等還付申請 書留郵便での返送を希望する場合 簡易書留での返送を希望する場合	おおよそ債務名義等の重さ+10g程度を送付できる額								
⑥	特別代理人選任申立て			1				¥110	収入印紙500円 別途報酬金の予納が必要	
⑦	差押債権の差押範囲変更申立て	4		11	1	2		¥3,300	収入印紙不要（執行停止含む）	
⑧	執行抗告申立て	4		10	12	2	5	¥3,790	収入印紙1000円	
⑨	執行異議申立て	2		6	1	1		¥1,730	収入印紙500円	
⑩	民事執行法39条1項1～6号の文書 （執行取消文書）の提出			3				¥330		
⑪	民事執行法39条1項7, 8号の文書 （執行停止文書）の提出			2				¥220		
⑫	破産法等の手續等による執行手續の中止			2				¥220		
⑬	破産法等の手續等による取消決定	2		4				¥1,440		